

市民の声と市の回答

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課	回答日
1	犬の糞被害について	犬の糞被害撲滅について、パブコメを募集して頂きたいです。 新田名部川沿いの河川敷は民家も少ないせいで、犬の糞被害が甚大です。また、雪解けの後は犬の糞だらけで衛生面での被害も甚大です。新田名部川沿いだけではなく、ドーム付近も犬の糞被害は甚大です。2026年は国スポ(国民スポーツ大会)もむつ市で開催されます。全国の皆さんに綺麗なむつ市を堪能して頂きたいです。因みに私の考える犬の糞被害撲滅の意見は、犬の散歩する方には、番号の付いたビブスカタスキをかけて散歩する事で、人の目が抑止力なり、犬の糞を飼い主が持ち帰る可能性が高くなります。ビブスカタスキは飼い主負担で購入。検討をお願い致します。	まず、「本件についてパブリックコメントを募集してほしい」との御要望についてですが、本市のパブリックコメント制度は、市の条例や基本的な計画など、政策的な枠組みを策定・改定する際に、市民の皆様からの御意見を広く伺うために設けている制度のため、市民の皆様からの個別の御提案に対して市民全体から意見を募るという形式は、この制度の趣旨にはそぐわないものと考えております。何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。 次に、犬の散歩をされる方に対し番号付きのビブスカタスキを着用させることでマナー向上につなげてはどうかという御提案については、飼い主の意識啓発を目的とした視点として受け止めておりますが、すべての飼い主に対しビブスカタスキの購入・着用を求めることの公平性や実効性、また市としての実施体制の確保等の課題もあり、現時点では市の施策として導入することは難しいと考えております。 御指摘のとおり、犬の糞の放置は衛生面や景観の面でも大きな課題であると認識しておりますので、現状の取り組みに加え、より実効性のある啓発手法や地域との連携強化などについても検討を進めてまいります。 今後とも、市民の皆様からの御意見を市政運営の参考とさせていただきますながら、より良い地域環境づくりに努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。	市民生活部 環境政策課	5月12日
2	道路の舗装について	国道279号線から繋がる道路で、運営している放課後等デイサービス事業所までのでこぼした道路を整備してほしいです。市で管理している道路のようで、以前に市へ相談したところ、「市で道路は管理するが、舗装は自分たちでやってほしい」と言われ、事業所側半分は自分たちで舗装した。出入口側の残り半分は未舗装ででこぼこしており、デイサービス利用者や職員へ不便な思いをさせている。毎日の行き来によりさらに舗装が削られ、刻一刻と道路状況も悪化しています。 (ふらっとでのご意見)	むつ市が管理する道路につきましては、限られた予算の範囲内において砂利敷き等の維持管理や優先順位をもって整備を進めているところであります。 当該道路につきましては、通り抜けができず利用者が限定的であるなど、公共性が低い道路となっておりますことから、今後、居住者の増加や利用者の動向を踏まえながら優先順位の中で検討して参ります。当面は、砂利敷き等の維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。	まちづくり推進部 土木維持課	5月19日
3	電話対応について	水道申込のため電話した際、名前の漢字を聞かれた。難しい字なので部首名で説明したら、伝わらず無駄に時間がかかり電話料金が高かった。漢字を聞かせずして部首名は把握しておくべき。それができないならネット申込等できるようにするべき。ネット申込できる自治体もある。	この度は、水道使用開始のお手続きに際し、ご不快な思いをおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。むつ市では水道を使用される皆さまの利便性を図るために、「むつ市水道お客さまセンター」を設置し、水道料金や使用開始手続きに係る業務を業者へ委託しているところでありますが、お名前確認のための電話応対に時間を要したことにつきましては、今後委託業者と連携し、従事する職員の接遇向上を図りながら、スムーズな対応ができるよう努めてまいります。 また、ご意見をいただきました、インターネットを利用した水道の使用開始手続きにつきましては、導入に向けた準備を進めているところでございます。 今後とも、水道を使用される皆さまにより良いサービスが提供できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	上下水道局 経営課	5月20日
4	所在不明の家屋について	町内に所有者不明の家屋があるが、屋根や外壁が崩れており、近隣にトタン等が飛んでくる可能性があるため解体してほしい。 (ふらっとでのご意見)	先日お寄せいただいた、「奥内地区に所在する所有者不明の家屋について、危険が生じる可能性があるため解体してほしい。」との御要望につきましては、日本国憲法第29条第1項において財産権が保障されていることから、危険が生じる可能性があるという理由のみをもって、市有財産ではない家屋の解体を市が行うことは難しいものとなっております。 本件につきましては、早速、5月1日に現地に赴き、家屋の現況を確認したところでございます。 空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第5条において、空家等の所有者等が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めることとされていることから、現在、登記情報および公簿等の調査を行い、家屋の所有者等の把握に努めているところです。 当市といたしましては、家屋の所有者等の把握ができ次第、同法第12条に基づき、家屋の所有者等に対して情報提供及び助言等を行い、現在の状況が解消されるように促してまいりますので、今後とも御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。	まちづくり推進部 住宅政策課	5月21日